

改正 平成28年4月1日

（趣旨）

第1条 この内規は、学習院大学学則（以下「学則」という。）第70条及び学生の懲戒に関する内規に基づき、学内試験における不正行為者の処分に関する必要事項を定める。

（懲戒処分の種類）

第2条 不正行為者への処分の種類は、次のとおりとする。

- 一 訓告 軽度の不正行為を初めて行った者については訓告処分とし、当該試験科目の履修単位を無効とする。
- 二 停学 代理受験を依頼した者及び代理受験をした者、計画性、悪質性が顕著な者、その他重度の不正行為を行った者については停学処分とし、当該学期又は当該年度の全履修単位を無効とする。
- 三 退学 重度の不正を行った者で、反省の意思がなく、かつ改善の見込みがないと認められる者については退学処分とし、当該年度の全履修単位を無効とする。

（停学の期間）

第3条 前条第2号に定める停学の期間は、原則として次年度に跨らないものとする。

（不正行為の定義）

第4条 定期試験において、次の各号に掲げるいずれかの行為を実行した場合又は実行しようとした場合には不正行為と認定する。

- 一 番号札又は本学備付六法を交換したり、これに応じたりすること。また、故意に番号札又は本学備付六法を持ち帰ること。
- 二 持ち込みを許可されていないノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を参照すること。
- 三 持ち込みを許可された六法全書、辞書等に不正行為を目的として予め書き込みをすること。
- 四 試験時間中にノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を貸借すること。
- 五 代理受験を依頼すること又は代理受験をすること。
- 六 他人の答案をのぞき見て写したり、自分の答案を他人に写させたりすること。
- 七 試験内容に関する私語をすること。
- 八 試験監督者の指示に従わないこと。
- 九 以上の不正行為に類する行為をすること。

（事務）

第5条 懲戒に係る事務は、学生センター学生課が行う。

（改正）

第6条 この内規の改正は、学生委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行に伴い、学内試験における不正行為者の処分内規（平成元年4月1日施行）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。